

鎌倉幕府と天人相関説

——中世国家論の観点から——

はじめに

中世国家論における鎌倉幕府の評価づけをめぐることは、天皇のもとでの統合性を重視する権門体制論と、幕府の東国での自立性を重視する東国国家論との対立として整理される。⁽¹⁾その後、両論の論理構造の近似が指摘され、また、両論の総合・止揚が試みられている。⁽²⁾

いずれにしる、従来の研究においては、軍事・警察権、裁判権、徴税権などに関わる議論が中心にあつたと言つてよい。こうした研究で示された知見やそれに基づく理論が重要な成果であることは間違いない。しかし、近代国家がその成立過程において夜警国家、法治国家、租税国家など

として取沙汰されてきたことを想起すると、それらが近代国家成立に与えた歴史的規定性は重要であるものの、前近代国家の本質的議論としては不十分ではないだろうか。⁽³⁾こうした議論に近代国家観の援用・応用という側面があることは否めず、ともすれば無自覚のうちに近代国家観が持ち込まれることにもなりかねないのである。

改めて考えるべきは、そもそも中世日本における「国家」とは何か、であり、この点を射程に入れつつ、鎌倉幕府がいかなるイデオロギーやアイデンティティをもつて当該期社会における自己の位置を認識していたのか、といった問題を追究していく必要がある。

そこで本稿では、鎌倉幕府における天人相関説について検討を加える。天人相関説とは、古代中国で生まれ周辺諸

下村 周太郎

国にも伝播したいわば「国家」イデオロギーである。異常現象として顕現する天の意志（天意）と「国家」の為政者の政治（人事）とが相関すると考えるイデオロギーで、「国家」の為政者が徳のある善政を行えば天は賞賛して祥瑞を下し、徳のない悪政を行えば天は譴責して災異を下す、というものであり、このイデオロギーの受容は自己を「国家」と認識することと相即不離である。

古代史研究では、このイデオロギーは律令制とともに古代日本の朝廷にも移入され、他の思想・信仰と混交・折衷しながらも存在し続けたことが指摘されるなど、古代国家論の重要な検討対象となってきた^⑤。ただそこでは、九・十世紀以降、崇り観念などの広がりに対して、天人相関説的イデオロギーは衰退するとも言われ、中世史研究では、徳政、新制、易姓革命、怪異などの研究でしばしば関説されるもの^⑥、国家論の問題として正面から論じられてはいない。本稿では、鎌倉幕府における天人相関説というイデオロギーの存在やその特質を考察することで、鎌倉幕府の国家論的研究にアプローチしたい。

一 天人相関説の存在

鎌倉幕府中枢において、そもそも天人相関説に由来する

心性が存在したか否かを確認する。朝廷と異なり幕府については史料の制約が大きく断片的な検討となるが、まず、著名な「北条実時家訓」の一節を取り上げる^⑦。

ミダリニ事ヲ不行、詳シク道理ヲタシシ、貴ヲモナダメズ、賤ヲモステズ、カタク賞罰ヲ行テ、私シ無ランニ於テハ、人ミナ天ノ政ノ如クニ思テ、ウラミノネム所アルベカラズ候。設シ心ノ不及ニヨテ、ヒガ事ヲ行ヒ候トモ、甚心私ナクテ、人ノ為、世ノ為メヲ思テ行候ハンニハ、人ウラミヲ不致ズ、天ソノ徳ニクミシ候ベキ也。

北条実時は、評定衆・引付頭人などを務めた北条氏一門の最有力者の一人で、金沢文庫を創設したことで知られる。「北条実時家訓」は金沢文庫所蔵の「聯句集」の紙背文書として部分的に伝わったもので、建治二年（一二七六）に死去する実時が、最晩年に子の実政に宛てた「家訓」であり、「従者を召し使う主君の心がまえを説い」たものである^⑧。

右の引用箇所は「所領配分落居セザル事」という所領の配分に関する箇条の一節であるが、道理に従い、貴賤の差別なく、賞罰を厳格にし、無私に事に当たれば、人々の憾みや嫉みを招くことはなく、「天」は「その徳に与」するだろう、と述べている。人々を愁嘆させない「徳」が

「天」に通じる、という思考様式は天人相関説に由来するものに相違ない。

こうした心性については、北条実時の個性や「家訓」という史料的人格などを考慮する必要もある。ただ、彼自身、幕府政治の中枢に関与していた人物であり、彼個人に特有の思想とも言い切れない。この点を補強するために、他の史料についても見ていきたい。

「北条実時家訓」に窺われる心性のうち、「道理」や「無私」の重視は、「御成敗式目」や「弘長新制」などにも見える政治理念である。例えば、「弘長新制」のうち「可定置評定衆并引付衆及奉行人起請事」（「追加法」三五〇条）には、「政道之源、以無私為先」という一節がある。⁹⁾「弘長新制」は辛酉革命年における攘災のための徳政の一環であるが、「無視」の「政道」とは「北条実時家訓」と同様のイデオロギーであり、「弘長新制」の制定も天人相関説に由来する施策と言えよう。

編纂物だが『吾妻鏡』の叙述も見ておく。

【史料イ】 仁治元年正月二十七日条

彗星連夜出現之間、被慰窮民之条、可為攘災上計、

【史料ロ】 建長三年六月五日条

彼是以無民庶之煩休、被止之、善政随一云々、

【史料ハ】 弘長三年八月二十五日条

御上洛事、依大風諸国稼穀損亡之間、為休弊民煩所被延引也、

【史料ニ】 弘長三年十一月二十二日条

以武略而輔君、施仁義而撫民、然間、達天意、協人望、

史料イは、將軍頼經の上洛を延引した理由についての一節であるが、彗星が連夜出現するという甚大な天変の発生をうけて、「攘災」のため「窮民を慰め」たという。

史料ロは、評定では日頃から「盃酒」や「椀飯」が用意され、また、この時は炎暑を理由に富士山から雪を取り寄せる企画があつたが、「民庶の煩」が続いていたためこれを中止したという。これを「善政」と評している。

史料ハは、將軍宗尊の上洛が延期された記事であるが、大風による諸国の損亡を踏まえ、「弊民の煩を休め」るために延期したという。

史料ニは、死去した北条時頼について評した記事で、彼の「仁義」による「撫民」を「天意」に達し「人望」に叶うものと記している。¹⁰⁾

史料イ、ロからは、人々の煩いを除去することは攘災・善政・仁義であり「天意」に通じるものである、という心性が看取しうる。先に見た「北条実時家訓」などと類似するものであり、やはり天人相関説に由来するイデオロギー

を反映したものと言えよう。

以上のように、為政者の政治の善悪（徳の有無）と天の意思とを、人々の愁嘆の有無を媒介に連関させて捉える、という天人相関説に由来する心性は、遅くとも鎌倉中期以降には、幕府中枢においてある程度、共有されたものであったと考えることができるであろう。

二 実朝期における天人相関説の定着

鎌倉幕府にも天人相関説由来の心性が存在した。では、こうしたイデオロギーはいつ頃から幕府において定着したのであろうか。

まず、注目したいのは、『吾妻鏡』建仁元年九月二十二日条の次の記事である。

又御鞠会、人数同前、今日人々多以候見証、其中、江馬太郎（泰一）、密々被談于中野五郎能成云、蹴鞠者幽玄芸也、被賞翫之条所庶幾也、但去八月大風、鶴岳宮門顛倒、国土愁飢饉、此時態以自京都被召下放遊輩、而去廿日變異、非常途之儀、尤被驚思食、被尋仰司天等、非異變者、可及如此御沙汰歟、且幕下御在世建久年中、百ヶ日之間、毎日可有御浜出之由、固被定之処、天変出現之由、資允朝臣勘申之間、依御謹慎、

止其儀、被始世上無為御祈禱、今次第如何、貴客者昵近之仁也、以事次蓋諷諫申哉云々、能成雖有甘心氣、不能發言云々、

建仁元年（一一二〇）当時、將軍源頼家は頻繁に蹴鞠会を開催しており、この日も蹴鞠会が行われ多くの人が参加したが、その中に北条泰時（江間太郎）がいた。泰時は頼家の近臣である中野能成に対し、「蹴鞠自体は幽玄の芸であり大變結構であるが、八月には大風で鶴岡八幡宮の門が倒れており、世間は飢饉に悩まされている¹²。しかも、二十日の變異は通常見られるものではない¹³。陰陽師に諮問し、異變でないことが判明してから蹴鞠会は行えばよい。建久年間、先代の將軍頼朝は、百日間毎日浜出を行うと決めていたが、天変が出現したと陰陽師の安倍資元が京都から勘申してきたので、謹慎して浜出を中止し世上無為の祈禱を行った。それなのに今の頼家が變異を気に止めないのはどうしたことであろうか。あなたは頼家に親しく仕えているのだから諫めたらどうか」と述べ、能成は泰時の意見に同意はしたものの返答につまった、という。

頼家を否定的に描き、泰時を好意的に描く、という『吾妻鏡』の編纂方針は考慮すべきだが、蓋然性のあることとして以下の三点を読みとることはできよう。第一に、頼朝は天変に留意して、謹慎し祈禱を行った。第二に、頼家は

あまり天変を気にすることはなかった。第三に、この時、天変を問題視する者は必ずしも多くなかった。

一点目に関しては、『吾妻鏡』が建久七十年（一一九六）一（一九九）の記事を欠いていることもあり、「建久年中」のエピソードそのものを『吾妻鏡』に見出すことはできない。ただ、頼朝期の建久六年に京都の安倍資元から天変勘文が到来した事例は確認しうることから、頼朝が天変に対して自ら謹慎し祈禱を行う、という天人相関説に基づいた行動様式を受容していた可能性は十分にある。

しかし、二点目の通り、頼家にはこの天変地異イデオロギーが必ずしも引き継がれておらず、三点目の通り、幕府全体においても広く共有されていたとは思われない。『吾妻鏡』頼家記の陰陽道関係記事は、鎌倉殿を継承した頼家個人の息災祈願と思われる一例のみである。¹⁴

この頼家期との比較において注目されるのは、幕府で再び天変地異に関わって陰陽師との関係が見出されるのが実朝期だということである。すなわち、『吾妻鏡』承元四年十月十二日条では、頼朝期と同様に京都陰陽師の安倍資元から彗星勘文が届けられており、直後の同十六日条で、官人陰陽師（安倍泰貞）が鎌倉において天変祈禱（属星祭）を実施していることが史料上初めて認められるのである。以後、鎌倉には複数の官人陰陽師の定着が確認され、天文

観測や天変政策を遂行する人的環境が整備されていく。¹⁶

『吾妻鏡』建暦元年十一月三日条には、やはり天変祈禱として陰陽道祭の実施が見えるが、建保元年三月十六日条では天変祈禱として、同年六月三日条では地震祈禱として、仏教祈禱と陰陽道祭とが並行して実施されている。さらに、建保三年（一二二五）には、「連々天変」について「將軍家殊可有御謹慎之變」との勘文が提出されたのをうけて、北条義時や大江広元らが実朝に「被興善政、可被廻佳運長久術」と申沙汰するとともに、「天変御祈」として陰陽道祭も行われている。¹⁷

実朝期、鎌倉には官人陰陽師が導入され、天変地異に対しては善政の興行や陰陽道祭、仏教祈禱などの実施が企図されるようになったのである。となれば、幕府において、支配理念・統治イデオロギーに関わって天変地異への対応を政治課題として重要視していく状況は、実朝期に醸成されていったと考えられよう。

では、実朝期の幕府において天変地異イデオロギーが醸成されていく背景とはどのようなものであったのだろうか。様々な内的・外的要因が想定されようが、ここでは、官人陰陽師が鎌倉に定着し、鎌倉で天変地異祈禱が開始されるのが右に見たように承元四年（一二一〇）であったことに留意して、將軍実朝の志向性に特に注目してみたい。

実朝については、旧来、政治から逃避して和歌や蹴鞠など公家文化に耽った歌人・文化人として論じられることが多く、執権北条氏の傀儡や武家の棟梁としての欠格といったイメージが流布した。こうした古典的な実朝像に対し、五味文彦氏は実朝期の政所とその発給文書を素材に、実朝の政策や親裁、権力拡大の様相を論じ、実朝像の転換を試みた⁽¹⁸⁾。その後の研究史は実朝期の將軍権力を評価する方向で展開し、五味氏も京都の後鳥羽院との関係などから、実朝における文化や政治について総合的な議論を展開している⁽²⁰⁾。そもそも、近年は天皇論や王権論などの成果として、芸能や学問を非政治的営為ではなく政治的な権威・権力の表象として捉え、文事と武事、貴族と武士、といった二項対立的理解を相対化し、政治や学芸を総合的に捉える研究動向が一般化しつつあると言えよう⁽²¹⁾。

如上の観点に立って、改めて実朝の動静を見た時、承元四年頃から活発な政治活動や学芸活動が看取される。政治活動については、五味氏によれば、実朝は承元三年に十八歳で従三位公卿となり政所開設資格を得ると、親裁権を行使し始めるとともに、神社仏寺興行令、諸国御牧興行令、東海道新宿建立令、駿河・武蔵・越後大田文調進令、鷹狩禁断令などの諸政策を積極的に実施している⁽²²⁾。この他にも、「右筆芸」による中原仲業の問注所寄人への追加、関

東御分国における裁判興行の企図、諸人愁訴の処理の強化など、裁判制度の拡充に力を入れている⁽²³⁾。また、相模河橋の再興、諸国の津料・河手停止、鎌倉中商人の員数規定など、交通や経済に関わる政策にも取り組んでいる⁽²⁴⁾。

学芸活動についても、承元四年に「聖徳太子十七箇条憲法」など聖徳太子関連史料を閲覽しており、翌建暦元年（一一二一）には『貞観政要』の談義を行っていた⁽²⁵⁾。また、建保元年二月には、「和漢古事」を語るため「芸能の輩」を「御学問所」に結番している⁽²⁶⁾。このように実朝は学問に熱心である。実朝といえは、『吾妻鏡』に「当代者、以歌鞠為業」、「將軍家賞翫諸道給中、殊叶御意者、歌鞠之両芸也⁽²⁷⁾」と見えるように和歌と蹴鞠を特に愛好したとされるが、同時代、京都の後鳥羽院は「和歌所長者」・「蹴鞠長者」になつたとされ、両者の志向性は符号している。後鳥羽院については、詩歌管絃から雑芸能まであらゆる芸能（「諸道」）を興行・実践したとされ、それは礼楽思想に基づく「一種の帝徳」であり王権の文化政策であったと近年指摘されている⁽²⁸⁾。「諸道を賞翫し」た実朝の学芸活動についても、そうした政治性を想定しえよう。

以上、実朝は承元三年に十八歳で公卿に列し政所を開設して以降、承元四年から建保四年にかけて活発に政治活動・学芸活動に取り組んでいる。建暦元年に談義を行った

『貞観政要』などは天人相関説的イデオロギーも反映された帝王学の書物であり、成人し公卿に列した実朝の政治活動と学芸活動とが密接に関わって展開していったことが推察される。

そこで、改めて幕府における天文政策を振り返ってみると、承元四年以降、複数の官人陰陽師が鎌倉に定住し、天文観測や天変祈禱が鎌倉で行われるようになる。また、仏教祈禱と陰陽道祭とによる複合的な天変地異祈禱の初見が建保元年である。この時期、幕府における天変地異への対応は充実した体制へと整備が進んでいったのである。鎌倉における官人陰陽師の定着がなぜ承元四年に始まるのかについては、従来、特に追究されてこなかったが、將軍実朝の政治・学芸活動やイデオロギー形成に着目するべきであろう。

加えて、先述のように、建保三年には「連々天変」に対して義時や広元が徳政の興行を申沙汰するなど、当該期、天変地異に関わって天人相関説由来のイデオロギーが幕政運営の場で共有されていったことも窺える。天変地異に関わる事例ではないが、建保二年には、大慈寺供養の導師に関する評議で、実朝が「京都高僧」の招請を希望したのに対し、大江広元・二階堂行村・三善康信らが人々の煩費を招き作善の本意に反するので「関東止住僧侶」を用いるの

が「一の徳政」であると進言して、容れられている。⁽²⁹⁾ 実朝期には、人々の煩費・憂愁を除く徳政を重視する心性が、幕府内で広がりをもつていったと考えられるのである。

以上の検討から、鎌倉幕府における天人相関説の定着の一因として、成人した將軍実朝の活発な政治・学芸活動が想定され、当該期、幕府内において天人相関説に由来する心性が共有されていったと考えられるであろう。

鎌倉幕府における天人相関説的イデオロギーの存在・定着については、従来から思想史などを中心に検討が加えられてきた。玉懸博之氏は、北条泰時の「道理」に基づく撫民論は儒教的撫民論とは異なるとした上で、北条時頼以降に「儒教的政道論・徳治思想」が受容されたとする。⁽³⁰⁾ 一方、木村進氏は、義時・泰時段階から北条氏が「儒教的天命思想」を受容していたと述べて、⁽³¹⁾ さらに、石毛忠氏は、源頼朝が「天下」思想⁽³²⁾ 「天」の思想⁽³³⁾ とこれに基づく「儒教的撫民仁政思想」を有していたとし、これが泰時以降北条執権に継承・発展されていったとしている。⁽³⁴⁾ 「道理」や「撫民」は公武を問わず中世社会においてある程度普遍的な概念であり、玉懸氏のように泰時と時頼との間にあって断絶を見る必要性はないと思われるが、他方、石毛氏のように頼朝と泰時とを直接に連続させることにも問題がある。上記の研究では、実朝について公家化の風潮や武家棟

梁としての無自覚といった消極的評価にとどまっておき、実朝期が正面から検討の俎上に載せられていないのである。しかし、これまで本稿で論じてきたように、頼家期には天変地異への政治的対応が看取されないのに対し、実朝期には対応の体制が整備・構築されていくのであって、その画期性は十分に注意されるべきであろう。

なお、幕府における天人相関説の存在に触れている佐々木文昭氏は、『吾妻鏡』文治元年九月四日条から、「徳政に対する意識自体は、幕府当初から存在していた」と指摘している⁽³³⁾。ただ、該条は「依去七月大地震事、且被行御祈且可被満遍徳政於天下事、并崇徳院御靈殊可被奉崇之由事等、被申京都」とあるように、頼朝が朝廷に対し徳政などを申し入れたものである。頼朝が天人相関説を受容していた可能性は本稿でも既に触れたが、該条から頼朝の徳政意識を認めることはできても、幕府自体が天変地異に際して政治的対応を組織的に志向・実践したとは見なせない。以上、従来の研究が頼朝や泰時や頼朝個人の政治思想を論じてきたのに対し、ここでは幕府における実朝期の画期性を重視したい。

三 天変地異発生時の政治過程

鎌倉幕府においても、天人相関説に由来する心性が存在したこと、その定着においては実朝期が一つの画期であることなどを論じた。そこで、こうしたイデオロギーのもと、実際にどのような政治過程が現出していたのか、天変地異発生時に即して具体的に観察していきたい。幕府における天変地異祈禱などについては種々の史料に断片的な情報が散見されるが⁽³⁴⁾、ここでは大枠を知るために『吾妻鏡』で関連記事が豊富な事例を取り上げる⁽³⁵⁾。

【事例①】建保三年十一月⁽³⁶⁾

十一月二十日、金星がやぎ座の星を犯したが、翌日、今度は金星がやぎ座の星を犯したことを、陰陽師の安倍親職が御所に参上して報告した。これを聞いた將軍実朝は自ら御所の南面で天変を確認している。実朝の天変への関心の深さを改めて確認しておきたい。

十二月十五日、今度は金星と木星とが接近して、同時に地震も発生する。こうしたことから、十六日に陰陽師が「連々天変等事」について「將軍家殊可有御謹慎之変」であるとの勘文を提出し、これをうけて北条義時らが「被興善政、可被廻佳運長久術」と申沙汰し、三十日には天変祈禱として陰陽道祭が行われた（前節でも述べた通り）。

陰陽師による天変の観測・報告→執権らによる徳政興行の提案→陰陽道祭の実施、という政治過程が看取される。

【事例②】貞応二年九月³⁷⁾

九月一日の日蝕を皮切りに、二日には金星が木星を犯し、三日には月が金星を犯し、四日には月がさそり座の星を犯した。これをうけ、五日、執権北条義時邸において内々に、「近日連夜天変出現」への対応として「可被行御祈祷之由」が沙汰された。

十日に祈祷が開始され、その内容は、仏教祈祷として愛染王護摩・薬師護摩・尊星王護摩・北斗護摩、宿曜道祈祷として七曜供、陰陽道祭として属星祭・月曜祭・歳星祭・太白星祭・天曹地府祭・七座泰山府君祭である。複数の仏教祈祷と陰陽道祭、及び一〜二の宿曜道祈祷³⁸⁾が行われるという、幕府の天変地異祈祷の形式が、これ以降、『吾妻鏡』に継続的に見られる。なお、陰陽道祭のうち月曜祭・歳星祭・太白星祭に関してだが、月曜とは月、歳星とは木星、太白星とは金星の異称であり、「近日連夜天変」が月・木星・金星に関わる変異であったことに対応している。

【事例③】元仁元年七月³⁹⁾

七月四日、金星が「井鉞」を犯したと陰陽師が報告し、六日にも金星が「井中」に入り、月が火星を犯した。九日には月がさそり座 α 星を犯している。これら「連夜天変」をうけ、十一日、北条政子は「国土安全」のため陰陽道祭の三万六千神祭を行うが、さらに十三日前後にかけて、陰

陽師の申告が重大であるとして、三万六千神祭のほか天地災変祭・月曜祭・熒惑星祭などが行われる。熒惑星とは火星の異称であり、ここでの月曜祭と熒惑星祭とは、月が火星を犯した六日の天変に対応しているよう。二十四日には「自去四日至今日連夜天変出現」のため、「国土安穩御祈祷」を鶴岡八幡宮の供僧が奉仕し、二十九日にも「連々天変御祈」が行われる。一連のものは不明だが、翌閏七月にも政子の命令により、二十六日から「天変御祈」として複数の陰陽道祭が行われ、二十八日に結願している。

【事例④】安貞元年三月⁴⁰⁾

三月七日、大地震が発生し、至る所で門扉や築地が倒れ、地割れなどが生じる。翌八日、陰陽師が地震勘文を提出するが、陰陽師たちの間で意見が一致せず、連署時房の邸宅で相論に及んだ。相論の行方は不明だが、十三日には、地震の御祈が「内外」に命じられ、二十四日に、三合厄と併せて地震の祈祷が開始され、仏教祈祷の五座北斗護摩・八字文殊法・一字金輪法、宿曜道祈祷の七曜供・北斗供、陰陽道祭の六万三千神祭^(三万六千神祭カ)・地震祭・天地災変祭が行われている。陰陽師の勘申をうけ、祈祷が「内外」、すなわち内典（仏教）と外典（陰陽道）に命じられ、事例②と同様、複数の仏教祈祷と陰陽道祭、及び一〜二の宿曜道祈祷という祈祷の形式が看取される。

【事例⑤】安貞元年九月⁽⁴¹⁾

九月以降、天変・地震が連発する中、十一月六日に「大地震」が発生し、將軍頼経の側近藤原親実を奉行として、「連々地震事」につき「善政篇目」と「御祈祷事」に関する意見が「諸道」に求められた。こうして集められた意見をうけたものであろう、十五日から「日来天変地天相続并赤斑瘡流布」による祈祷が行われた。十五日に仏教祈祷、十六日に陰陽道祭と、二日間にわたって行われている。

【事例⑥】貞永元年閏九月⁽⁴²⁾

閏九月四日、「彗氣」が視認されるが、この天変が白気か白虹か彗星か判断しがたいものであった。翌日、天変の正体を確定するため、陰陽師四人が將軍御所に集められ將軍頼経の御前で議論が交わされたが、見解は一致しなかった。翌日、「変氣御祈祷」の準備が始まる。

八日、執権泰時・時房らが御所で評議を行い、変氣の正体について、関東では相論となり未だ判明しないので、各陰陽師の見解を書き載せた上で、京都の陰陽師にも問い合わせようということになった。そこで改めて陰陽師を召喚して諮問したところ、白虹・白気・彗星・蚩尤旗と意見が分かれ、相論の論点も明瞭でないため、京都への問い合わせはとりあえず取り止め、祈祷について議定を行い、祈祷を行う僧侶と陰陽師の注文が作成された。

九日も天変が確認されるが、翌十日から大規模な「変氣御祈」が開始されることになる。すなわち、仏教祈祷として八時文殊法・一字金輪法・尊星王法・北斗法・薬師法・愛染王法が、宿曜道祈祷として当年星供二壇が、陰陽道祭として三万六千神祭・天地災変祭・属星祭・天曹地府祭・泰山府君祭・七瀬祭が行われることになり、さらに、鶴岡八幡宮においても仁王会と神樂の実施が決まる。その後も天変は継続して出現し、十五日に「無先例、為希代変災」との見解を陰陽師が示す。二十日には「災変御祈」として鶴岡八幡宮で臨時神樂が挙行され、將軍も参宮している。そうした中、二十一日になって、今回の変が彗星であるとの京都の陰陽師の勘文が到来する。二十六日には「彗星御祈」として鶴岡八幡宮で百口僧により仁王会が執り行われる。彗星は十月に入っても消えず、閏九月二十八日から十月五日まで「彗星連夜出現」という状態が続いた。十四・十七日に「天変御祈」として七壇北斗護摩と不空羅索護摩が行われたのを最後に、『吾妻鏡』からは今回の天変に関する記事は見えなくなる。

この事例では、鶴岡八幡宮において仁王会と神樂も実施されている。当初、変異の正体が判明しなかったという事情もあったためであろう、他の事例と比べた場合、天変への対応としては異例の態勢である。

【事例⑦】 仁治元年正月⁽⁴³⁾

正月二日、彗星が出現し、陰陽師安倍親職が御所に参上し藤原定員を申次として報告してきた。この彗星は昨年十二月晦日から出現し、人々も視認していたという。四日も彗星が出現し、翌五日は「依天変事、御酒宴不及数献」という対応がとられた。これ以降も断続的に彗星の出現が観測され、八日には「天変御祈護摩」が行われる。十四日に將軍頼経も出御する中で行われた天地災変祭も、彗星に応じた祈祷の可能性がある。

そうした中で、十五日に評定始が行われるが、これは「先々正月以後雖行之、依彗星事及此儀」とあるように、彗星が連日出現するという非常事態を受けて、緊急に正月に行われたものである。十七日には「彗星出現事」により、鶴岡八幡宮での百口の僧侶による仁王百講（大仁王会）のほか、二所（箱根山・伊豆山）での護摩や、七壇北斗供・愛染王法・天曹地府祭などの実施が決まった。これ以降、十八〜二十日にかけて各種の仏教祈祷・宿曜道祈祷・陰陽道祭が実施される。

当時、將軍頼経は上洛を計画していたが、『吾妻鏡』の地の文に「彗星連夜出現之間、被慰窮民之条、可為攘災上計之由、有御沙汰延引」とあり、六波羅探題に通達した文書にも「偏是為慰土民之煩、且又為天変御祈也」とあるよ

うに、正月二十七日に撫民・攘災を理由に延期している。

二月に入っても彗星が出現していたが、十四日は陰陽師が終夜観測したものの出現せず、これ以降出現した様子はない。ただ、正月から連日連夜彗星が出現するという非常事態を深刻に受け止めた結果であろうか、二十五日には「依連々変異等事、可有敬神御信心」という執権泰時の提言により、神官の所領保護を目的とした「鶴岡八幡宮寺領鎌倉中地間可有禁制三ヶ条」が制定された。さらに三月には、「関東御家人并鎌倉祇候人々、万事停止過差可好儉約条々事」という「制符」について沙汰があり、四月一日付で過差禁制・儉約推奨に関する「新制条々事」が施行された。なお、この時期、二月二日に「鎌倉中可被停止条々事」、三月十八日に「御家人郎等任官事」など、他にも様々な制法が發布されており、これらも彗星の発生をうけて正月から開かれていた評定で検討され実施された可能性が考えられる。

この事例では、鶴岡の大仁王会や二所での護摩などが確認できるとともに、酒宴の縮小や將軍上洛の延期、さらに過差禁制・儉約推奨の新制をはじめとした制法發布など、様々な政治的対応の様相が窺える。

【事例⑧】 寛元元年十二月⁽⁴⁴⁾

十二月二十九日、白虹が日を貫くという天変が発生し、

將軍はじめ諸人がこれを目にした。そこで陰陽師を御所に召集して諮問し、各人の意見を聞いた上で、御所南庭で陰陽道祭の七座泰山府君祭を実施した。年が明けた正月六日、「窮冬白虹貫日之變御祈」の実施が命じられ、八日に「天変御祈」として、「内法」の八字文殊護摩・北斗護摩・薬師護摩・尊星王護摩・金剛童子護摩・愛染王護摩・金輪護摩と、「外典」の天地災変祭・属星祭が、十一日には鶴岡八幡宮で大般若経転読が、伊豆・箱根・三島で本地供が行われた。翌十二日にも孔雀明王供と仏眼護摩が行われており、天変祈禱の可能性がある。

こうした中、四月に頼経は將軍を子の頼嗣に譲る。この一件に関して頼嗣の元服を記す『吾妻鏡』寛元二年四月二十一日条は「依天変、御譲与事、俄思食立」と記す。頼経の將軍辞職と幼少の頼嗣の將軍継承については、実際には執権経時の策動が想定されるが、「天変」が將軍交代を正当化する口実に利用されていることに注意しておきたい。

【事例⑨】寛元二年正月⁽⁴⁵⁾

正月二十七日、客星が出現し、翌日、陰陽師が勘文を提出する。これをうけ「被驚申天変事」と執権経時らが御所に参集し、前將軍頼経と対面している。その後も連日、客星が出現し、二月一日には「天変御祈沙汰」があり陰陽道祭の実施が決まる。二日には陰陽師を御所に召して「於御

所可伺観天」と命じ、終夜小侍所で天文観測を行わせている。五日以降、頼経と將軍頼嗣の祈禱として陰陽道祭が行われる。八日に鶴岡八幡宮で大般若経転読が行われているが、これも天変祈禱の可能性がある。九日には京都の陰陽師から勘文が到来し、その内容が晴茂の申状と「符合」したため晴茂は「直蒙御感仰」っている。頼経はこの勘文を僧侶に見せ祈禱を命じている。

それから一ヶ月ほどたった三月一日、彗星が出現し、「連日客星彗星無出現之例」という状況になり、八日に陰陽師が勘申すると、十一日に彗星祈禱が開始される。十六・十九日と御所で陰陽道祭が行われ、十九日には前將軍頼経は祭庭に出向き都状に自署している。

このようにこの年は正月から客星や彗星が続出し数々の祈禱が行われるが、当該期、前將軍頼経と現將軍頼嗣の両者の主宰する祈禱が並行して行われている。あえて言えば、幼少の頼嗣よりも頼経の方が天変の発生に積極的に対処し、祈禱を行っている。依然、將軍としての実質を有していたとも言えようが、七月五日になって出家をする。その理由は「今年春比彗星客星示変異、又御惱等重畳」というものであった。頼経はこの翌年、新たに執権となった時頼によって鎌倉を追放されており、この辞職も執権経時の圧力などが背景にあるうが、彗星・客星の続発が出家の理

由の一つとされたことは、事例⑧の將軍交代と同様、天変が為政者の出処進退に関して政治的に利用されえたことを示すものと言えよう。

以上、『吾妻鏡』により、鎌倉中期における天変地異発生時の幕府の政治過程について、九つの事例を具体的に見てきた。鎌倉後期もほぼ同様の状況にあったと思われるが、断片的な情報によりつつ鎌倉後期の事例も二つほど取り上げておきたい。

【事例⑩】 永仁五年三月

三月、いわゆる永仁の徳政令が發布されるが、笠松宏至氏はこれが彗星の発生を契機にしていることを指摘している⁽⁴⁶⁾。室町期、『建内記』嘉吉元年閏九月三日条には「永仁五年閏東申行徳政事、依彗星出現也」と記されており、中世人に彗星↓徳政令の認識があったことは確かである。

さらに、『門葉記』巻第四十「仏眼法一」には「永仁五年三月三日、於將軍家被始行如法仏眼法（彗星出現西方之故也）」とあり、仏教祈祷の実施も確認できる。

【事例⑪】 正安三年八月

八月、鎮西探題から各国守護・守護代を通じて、鎮西の寺社に彗星のため天下泰平の祈禱が命令されている⁽⁴⁷⁾。また、史料的に政治過程の詳細を知ることが出来ないが、彗星の発生を契機に、北条貞時が出家し執権を辞任したこと、越

訴方が復活されたこと、伊勢神宮の神領が興行されたことなどが、海津一朗氏により指摘されている⁽⁴⁸⁾。越訴方の復活は裁判興行の、神領興行は仏神事興行の一環である。

このように、鎌倉後期にも、天変地異発生時に様々な祈禱・祭祀や政策が実践されたことは間違いないだろう。

以上の個別事例検証を踏まえると、鎌倉幕府における天変地異発生時の政治過程は、さしあたり以下のように一般化することができよう。すなわち、天変地異の発見・確定（陰陽師の勘申、陰陽師への諮問、陰陽師間の相論など）↓対応の協議（評定の開催、諸道への意見諮問など）↓攘災のための様々な政治的対応の志向・実践（制法の制定、酒宴の縮小、將軍上洛の延期、將軍の交代、仏教祈祷、陰陽道祭、宿曜道祈祷、神楽など）、である。

四 天変地異克服のイデオロギー構造

天変地異発生時における鎌倉幕府の政治過程を個別具体的に見てきたが、幕府における様々な政治的対応は、いかにして構造的に把握できるのであろうか。そこで、次のような『吾妻鏡』所見の史料に注目したい。

【史料A】 安貞元年十一月六日条

連々地震事被驚思食、云善政篇目、云御祈禱事、可進

意見之由、被仰諸道云々、

【史料B】(第三十) 嘉禎元年三月十六日条

依天変地城等事、可有御祈祷・徳政等之由、於武州御亭、有其沙汰、

【史料C】(第三十) 嘉禎元年五月八日条

依天変地城事、可被行御祈祷・徳政等之由、内々有其沙汰、

【史料D】仁治元年正月二十七日条所収同日付「関東評定衆奉書」

今年御京上御延引已畢、偏是為慰土民之煩、且又為天変御祈也、

まず史料Aだが、『吾妻鏡』によれば、前年の嘉禄二年(一二二六)から天変地異が断続的に発生し、また、疫病も流行している。そうした中で、十一月六日に「大地震」が発生し、史料Aにあるように、「連々地震」への対応として、「善政」や「御祈祷」に関する意見を諸道に諮問することになったのである。十五日には、「日来天変地天相続并赤斑瘡流布」をうけた「御祈」が開始されている。

史料Bでは、天変地妖の発生に対して「御祈祷」と「徳政」との実施が執権泰時の邸宅で検討されていることが分かる。『吾妻鏡』によれば、三月九日に「大地震」があり、十一日には「天変地震御祈等」が開始される。ところが、

十三日にも「地震小動」があり、十六日にも「大地震」が発生したため、史料Bにあるように「天変地城等」に対応する「御祈祷」と「徳政」とが検討されたのである。

翌四月以降、十三日、二十八日、二十九日、三十日、五月一日、三日、四日、五日、七日と地震が立て続けに発生し、「連日地震事、未有此例之由、古老之所談也」(八日条)という状況に至ったのをうけて、史料Cにあるように、改めて「天変地城」に対応するべく「御祈祷」と「徳政」とが内々に検討される。

史料Dは、前掲史料Iと同一の事例で、一ヶ月近くにわたり連日彗星が出現したことをうけ、將軍頼経の上洛の延期を決定した時の史料で、引用部はそのことを六波羅探題に通知した文書の一節である。そこでは、延引すること、**「慰土民之煩」と「天変御祈」とを企図している。後者は、文字通り祈祷であるが、一方、前者は、『吾妻鏡』の地の文では「慰窮民」・「攘災」などと換言されており(史料I)、既に述べたようにこれは徳政・善政としての措置である。すなわち、ここでも、天変の発生をうけて、徳政と祈祷との二様の対応が意図されていたと考えられる。**

以上、鎌倉幕府では天変地異といった非常時の発生に際して、「善政」・「徳政」と「祈祷」・「御祈」との二様によって、非常時の克服/常時の維持を志向していることが

知られるのである。前節で取り上げた個別事例に見える様々な施策・立法や祈祷・祭祀は、この「徳政」と「祈祷」という枠組の中で構造的に把握することができるであろう。具体的にどのような「徳政」や「祈祷」が検討・実施されるかは、発生した天変地異の種類や程度、また、時々の政治状況や社会状況によって多様である。従来から、中世前期における徳政として裁判興行や仏神事興行、新制や過差禁制などが論じられてきた。いずれにしろ、天変地異発生における様々な対応は、右のように「徳政」と「祈祷」という二様の枠組の中で構造的に把握しようと言えよう。

従来、鎌倉幕府の天人相関説的イデオロギーに基づいた天変地異への政治的対応については、永仁徳政令や関東新制、陰陽道や將軍祭祀権などに即して、⁽⁴⁹⁾個別的に検討されてきた。「徳政」と「祈祷」という構造的枠組を提示するのは、各種成果を総合的に理解しようとするためである。

おわりに

本稿では鎌倉幕府における天人相関説に基づくイデオロギーや政治過程について考察を行った。天人相関説が前近代東アジア世界におけるいわば「国家」イデオロギーであることから、この検討が中世国家論を考えるための一つの

アプローチになると考えたためである。

鎌倉幕府にも天人相関説が受容されており、幕府内における共有・定着においては実朝期に一つの画期があり、実朝自身の活発な政治・学芸活動も背景にあること。また、天人相関説に基づいて、天変地異発生時には、天変地異の発見・確定↓対応の協議↓攘災のための様々な政治的対応の志向・実践、という政治過程が看取され、その様々な政治的対応は「徳政」と「祈祷」という二様の枠組の中で構造的に把握しうること、などを指摘した。

そこで、最後に簡単ではあるが、こうした幕府の政治構造を同時代の朝廷と比較対照することで、中世国家論を展望したい。中世前期の朝廷においても、「人事失於下、天変見于上」や「治道失於下、則天文變於上」とあるように、⁽⁵⁰⁾天意と人事とを相関的に把握するイデオロギーが存在し、「但銷天譴濟人物者、只在祈請与徳化」や「異国事、内治徳、外祈神之外、不可有他之趣」とあるように、⁽⁵¹⁾天変地異や外寇など非常時に際しては「徳政」と「祈祷」という二様の対応が志向・実践されている。「徳政」や「祈祷」の具体的内容については、朝廷と幕府とで共通点・相違点があるが、⁽⁵²⁾構造的枠組は類同であるといえよう。

つまり、本稿で論じた鎌倉幕府における天人相関説的イデオロギーの受容や政治的対応の構造は、同時代の朝廷と

相似の様相を呈しているのである。このことから、幕府を朝廷と同様の存在として捉えうる可能性が考慮されるのである。少なくとも本稿での検討が示唆する両者の関係は、地域間の分立や権門間の分業に収斂するものではない。

「国家」イデオロギーとしての天人相関説の、幕府における受容・定着は、「国家」としての幕府の成立・存立と表裏の問題である。治承・寿永戦争期の幕府（源頼朝軍）はあくまで内乱期の一武装勢力であったが、言わば戦時における私的軍事的実力体であった幕府が、平時における公的政治的権力体へと昇華するにあたっては、機構制度の面でも、支配理念の面でも新たな道具を移入し変質を遂げなければならぬ。その過程を一律・一義的に捉えることはできないが、実朝期における天人相関説の定着は、幕府が内乱期の一武装勢力から、朝廷とも相似するような権力体へと変質を遂げていく過程における、一つの歴史的段階を画する事象として評価すべきであろう。

以上の検討は幕府を朝廷と異なる「国家」と評価する視角に繋がるものである。⁽⁵³⁾ただ、その上でこの検討を、中世日本における統合的な契機や論理といかに切り結んでいくかが次なる課題となる。そのためには朝廷と幕府の相互関係・相互認識や、両者を含み込む社会構造・社会認識についても複眼的総合的に論じる必要がある。後考を期したい。

註

- (1) 前者については黒田俊雄『黒田俊雄著作集第1巻 権門体制論』（法蔵館、一九九四年）、後者については佐藤進一『日本の中世国家』（岩波書店、一九八三年）など。
- (2) 村井章介「佐藤進一著『日本の中世国家』によせて」『中世の国家と在地社会』校倉書房、二〇〇五年、初出一九八四年）、上横手雅敬『日本中世国家史論考』（塙書房、一九九四年）、川合康『鎌倉幕府成立史の研究』（校倉書房、二〇〇四年）序章など参照。
- (3) 西谷地晴美「中世の集団と国制」『日本史研究』四四〇、一九九九年）は権門体制論も東国国家論も近代国制の分析視角を日本中世の国家分析に適用する点では共通しており、それでは近代に比して「未熟な中世国家」像しか析出できないと述べる。古代国家論の有富純也『日本古代国家と支配理念』（東京大学出版会、二〇〇九年）も参照。
- (4) 池田知久「古代中国の天人相関論」『アジアから考える』7 世界像の形成（東京大学出版会、一九九四年）など。
- (5) 関晃「律令国家と天命思想」『関晃著作集第四巻 古代の国家と社会』吉川弘文館、一九九七年、初出一九七七年）、早川庄八「律令国家・王朝国家における天皇」『日本の社会史3 権威と支配』岩波書店、一九八七年）、山下克明「災害・怪異と天皇」『岩波講座座天皇と王権を考える8 コスモロジーと身体』岩波書店、二〇〇二年）、註3有富著書など参照。
- (6) 海津一朗「徳政の流れ」『日本の時代史10 南北朝の動

- 乱』吉川弘文館、二〇〇三年)。稲葉伸道「新制の研究」〔『展望日本歴史9 中世社会の成立』東京堂出版、二〇〇一年、初出一九八七年)、遠藤基郎「過差の権力論」(服藤早苗編『王朝の権力と表象』森話社、一九九八年)、佐々木文昭『中世公武新制の研究』(吉川弘文館、二〇〇八年)。村井章介「易姓革命の思想と天皇制」(註2同著書、初出一九九五年)。西山克「怪異のポリテクス」(『怪異学の技法』臨川書店、二〇〇三年)など。
- (7) 本稿では史料の引用に際し、適宜、用字や読点の位置などを改め、割書は〈〉で括った。
- (8) 石井進「家訓・置文・一揆契状」(『日本思想大系21 中世政治社会思想 上』岩波書店、一九七二年)。
- (9) 「追加法」は『中世法制史料集第一巻 鎌倉幕府法』(第十七刷)所収の鎌倉幕府追加法を指す。
- (10) 「弘長新制」の徳政としての性格や発布契機については、網野善彦『蒙古襲来』(小学館文庫、二〇〇一年、初出一九七四年)、註6稲葉論文、註6佐々木著書など参照。
- (11) 鎌倉期の撫民思想については、註10網野著書、笠松宏至「鎌倉後期の公家法について」(『日本思想大系22 中世政治社会思想 下』岩波書店、一九八一年)、新田一郎「中世後期の「法」認識」(『日本中世の社会と法』東京大学出版会、一九九五年)、本郷恵子「鎌倉期の撫民思想について」(鎌倉遺文研究会編『鎌倉遺文研究Ⅲ 鎌倉期社会と史料論』東京堂出版、二〇〇二年)など参照。
- (12) 『吾妻鏡』同年八月十一・二十三日条に大風記事がある。
- (13) 『吾妻鏡』同年九月二十日条に「如月星之物自天降、人以莫不怪之」とある。
- (14) 『吾妻鏡』建久六年十月三日条に「天文博士資元朝臣去月十七日書状参着、太白変事、所副進一卷勘文也」とある。該条が『吾妻鏡』で幕府と官人陰陽師との関係が確認できる初見である。拙稿「鎌倉幕府の確立と陰陽師」(『年報中世史研究』三三、二〇〇八年)など参照。
- (15) 「主計頭資元朝臣使者自京都参着、申云、中将家御当年星祭、去月廿三日始行云々」(正治元年六月八日条)。
- (16) 鎌倉における官人陰陽師の定着については、木村進「鎌倉時代の陰陽道の一考察」(『立正史学』一九、一九六五年)、村山修一「関東陰陽道の成立」(『史林』四九一―四、一九六六年)、同『日本陰陽道史総説』(槁書房、一九八一年)第九章、金沢正大「関東天文・陰陽道成立に関する一考察」(『政治経済史学』九六、一九七四年)、同「関東における天文・陰陽道の確立について」(『政治経済史学』九七、一九七四年)、佐々木馨「武家王権と陰陽道」(『日本中世思想の基調』吉川弘文館、二〇〇六年、初出二〇〇二年)、赤澤春彦「陰陽師と鎌倉幕府」(『日本史研究』四九六、二〇〇三年)、註14拙稿など参照。なお、斉藤国治『吾妻鏡』の中の天文記録(『古天文学の道』原書房、一九九〇年)によれば、建保元年以降『吾妻鏡』だけに見える天文記事が増加するという。
- (17) 『吾妻鏡』建保三年十二月十六・三十日条。
- (18) 五味文彦「源実朝」(『増補吾妻鏡の方法』吉川弘文館、

二〇〇〇年、初出一九七九年。

- (19) 折田悦郎「鎌倉幕府前期將軍制についての一考察」(『九州史学』七六・七七、一九八三年)、仁平義孝「鎌倉前期幕府政治の特質」(『古文書研究』三一、一九八九年)、山本幸司「日本の歴史9 頼朝の天下草創」(講談社、二〇〇一年)など。なお、近年、国文学でも統治者としての実朝像との接合が試みられている。麻原美子「將軍源実朝と和歌をめぐる試論」(『国文目白』三三三、一九九四年)、今関敏子「実朝像の形成」(『帝塚山学院大学日本文学研究』二八、一九九七年)、同「源実朝」(『国文学解釈と鑑賞』六四―五、一九九九年)、志村士郎「実朝・仙覚―鎌倉歌壇の研究―」(新典社、一九九九年)、吉野朋美「虚実のあい」(『明月記研究』九、二〇〇四年)など。
- (20) 五味文彦「実朝の文化空間」(『三浦古文化』五一、一九九二年)、同「京と鎌倉」(『岩波講座日本文学史第4巻 変革期の文学I』岩波書店、一九九六年)など。
- (21) 上横手雅敬「後鳥羽上皇の政治と文学」(『権力と仏教の中世史』法蔵館、二〇〇九年、初出一九九四年)、河内祥輔「学芸と天皇」(『講座前近代の天皇第4巻 統治的諸機能と天皇観』青木書店、一九九五年)、五味文彦「天皇と学問・芸能」(『中世社会史料論』校倉書房、二〇〇六年、初出二〇〇三年)、辻浩和「院政期における後鳥羽芸能の位置」(『史学雑誌』一一六―七、二〇〇七年)、海老名尚「花園院の学問に関する一試論」(『史流』四二、二〇〇七年)など。
- (22) 註18・20 五味論文。『吾妻鏡』承元四年八月九日条、十月十三日条、建暦元年六月二十六日条、十二月二十七日条、同二年八月十九日条。
- (23) 『吾妻鏡』承元四年十二月二十一日条、建暦二年十月二十二日条、十一月二十七日条、建保四年四月九日条、十月五日条、十二月一日条。
- (24) 『吾妻鏡』建暦二年二月二十八日条、九月二十一日条、建保三年二月十八日条、七月十九日条。
- (25) 『吾妻鏡』承元四年十月十五日条、建暦元年七月四日条、十一月二十日条。
- (26) 『吾妻鏡』建保元年二月二日条。
- (27) 『吾妻鏡』建保元年九月二十六日条、同二年二月十日条。
- (28) 註21辻論文。
- (29) 『吾妻鏡』建保二年四月十八日条、七月一日条など。
- (30) 玉懸博之「鎌倉武家政権と政治思想」(『日本中世史思想史研究』ぺりかん社、一九九八年、初出一九七六年)。
- (31) 註16木村論文。
- (32) 石毛忠「源頼朝の政治思想」(『防衛大学校紀要 人文科学分冊』五一、一九八五年)、同「北条執権の政治思想」(石田一良編『日本精神史』ぺりかん社、一九八八年)、同「『吾妻鏡』の政治思想」(『季刊日本思想史』五八、二〇〇一年、初出二〇〇〇年)。
- (33) 註6佐々木著書。
- (34) 例えば、(嘉暦元年)六月八日「東大寺年行事某書状案」(『東大寺文書四回ノ九十三』、『鎌倉遺文』二九五―九)、鶴

- 岡社務記録』嘉暦二年条など。
- (35) 天文情報に註16齊藤論文、湯浅吉美『暦と天文の古代中世史』(吉川弘文館、二〇〇九年)などを参照した。
- (36) 『吾妻鏡』建保三年十一月二十日〜十二月三十日条。
- (37) 『吾妻鏡』貞応二年九月一日〜十日条。
- (38) 鎌倉幕府の宿曜師については、さしあたり戸田雄介「鎌倉幕府の宿曜師」(『仏教大学大学院紀要』三五、二〇〇七年)、赤澤春彦「鎌倉期の宿曜師」(中央大学『大学院研究年報』三七―文学研究科篇、二〇〇八年)などを参照。
- (39) 『吾妻鏡』元仁元年七月四日〜閏七月二十八日条。
- (40) 『吾妻鏡』安貞元年三月七日〜二十四日条。
- (41) 『吾妻鏡』安貞元年十一月六日〜十六日条。
- (42) 『吾妻鏡』貞永元年閏九月四日〜十月十七日条。
- (43) 『吾妻鏡』仁治元年正月二日〜四月一日条。
- (44) 『吾妻鏡』寛元元年十二月二十九日〜寛元二年正月十二日条、四月二十一日条。
- (45) 『吾妻鏡』寛元三年正月二十七日〜二月九日条、三月一日〜十九日条、七月五日条。
- (46) 笠松宏至『徳政令』(岩波新書、一九八三年)。
- (47) 正安三年八月二十三日「鎮西御教書案」(薩藩旧記前編卷十一国分寺文書、『鎌倉遺文』二〇八四三)、同(大隅桑幡文書、『鎌倉遺文』補一八一)、正安三年八月二十五日「島津忠宗施行状案」(薩藩旧記前編卷十一国分寺文書、『鎌倉遺文』二〇八四八)、正安三年八月二十六日「藤原某施行状案」(『佐賀県史料集成古文書編 第十五卷』実相院文書続編一〇「河上社重書案」)。村井章介「蒙古襲来と鎮西探題の成立」(『アジアのなかの中世日本』校倉書房、一九八八年、初出一九七八年)参照。
- (48) 海津一郎『中世の変革と徳政』(吉川弘文館、一九九四年)第三章、同『神風と悪党の世紀』(講談社現代新書、一九九五年)。
- (49) 註46笠松著書、註6佐々木著書、註16木村論文、青山幹哉「鎌倉幕府將軍権力試論」(『年報中世史研究』八、一九八三年)など。
- (50) 『玉葉』養和元年七月十五日条、『平戸記』寛元三年二月十日条。
- (51) 『玉葉』養和元年七月十五日条、『吉統記』正安三年十二月十二日条。
- (52) 幕府における「徳政」として確認した撫民的措置、儉約、過差禁制、新制、將軍の交代、諸道への意見の諮問などは、朝廷でも見られる(朝廷の場合、天皇の交代)。また、「祈祷」についても仏教祈祷、宿曜道祈祷、陰陽道祭、神事が複合的に行われるのは朝廷でも同様である。一方、相違点としては、朝廷で行われる「徳政」のうち改元や叙位・除目などは当然ながら幕府には見えない。「祈祷」についても、朝廷では二十二社奉幣などの神事が盛んなのに対し、幕府では陰陽道祭の方が盛んに行われるという偏差がある。
- (53) 上横手雅敬「源頼朝の宗教政策」(註21同著書、初出二〇〇一年)なども参照。